

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

(1) 実習実施者名：末吉工業株式会社

(2) 代表者職氏名：代表取締役 村田 哲夫

(3) 所在地：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 1 0 1 5 7 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

平成 3 0 年 1 0 月 2 4 日認定 「認 1804053853」「認 1804053854」「認 1804053855」  
「認 1804053856」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）の規定に基づき、令和 2 年 10 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働基準法違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。